

栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月14日

栃木県監査委員	渡	辺	渡
同	早	川	尚
同	金	井	弘
同	鈴	木	誠
			一

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
とちぎリハビリ テーションセンター	平成25年7月9日	契約検収事務のうち、廃棄物品処分の委託において、処分事業者から見積書を徴取せずに、収集運搬事業者から提出された見積書に基づいて、契約を締結していた。また、正当債権者である処分事業者からの支払いに関する委任状が提出されていないにもかかわらず、他者に支払っているものがあった。	今後、同様な事例を発生させないよう、今回の指摘事項を重く受け止め、廃棄物品の処分契約事務にあたっては、関係法令規則等の習熟に努め、適正な執行に留意するとともに、確認体制を強化しつつ、事務取扱の徹底を図ってまいります。
		給与事務のうち、通勤手当において、支給停止の情報登録入力を誤ったため、支給漏れとなっているものが1件91,820円あった。	支給漏れ分については、速やかに修正入力を行い、追給しました。今後は、給与登録決裁時の確認作業をより徹底するとともに、支給を受ける職員側も給与支給明細書で支給内容を確認するよう周知徹底を図り、再発の防止に努めてまいります。